新たに青色申告を始めるためには、個人の場合は、**平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」（下の様式を参照）を提出する必要**があります。

この申請を行えば、平成29年分の所得から青色申告を行うことができます（申告時期は平成30年2月～3月）。

ただし、**新規就農者等がその年の1月16日以降に、新たに農業を開始した場合には、その開始日から2カ月以内が提出期限**となります。

青色申告承認申請書の様式と記入例

税務署受付印　1090

所得税の青色申告承認申請書

○○税務署長

××年××月××日提出

納税地	✓住所地・○届所地・○事業所等（該当するものを選択してください。） （〒×××－××××） ○○県○○市 （TEL ×××－×××－××××）
上記以外の住所地・事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 （〒　－　） （TEL　－　－　）
フリガナ　ノウキョウ　タロウ 氏名	農協　太郎　農協
生年月日	○大正 ✓昭和 □年□月□日生 ○平成
職業	農業
屋号	フリガナ

平成29年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

1　事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。）

名称　農地　所在地　○○県○○市

名称　　所在地

2　所得の種類（該当する事項を選択してください。）

✓事業所得　・○不動産所得　・○山林所得

3　いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1)　○有（○取消し・○取りやめ）　　年　月　日　(2)　✓無

4　本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日　　年　月　日

5　相続による事業承継の有無

(1)　○有　相続開始年月日　　年　月　日　被相続人の氏名　　(2)　✓無

6　その他参考事項

(1)　簿記方式（青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。）

○複式簿記・✓簡易簿記・○その他（　　）

(2)　備付帳簿名（青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。）

✓現金出納帳・✓売掛帳・✓買掛帳・✓経費帳・✓固定資産台帳・○預金出納帳・○手形記入帳
○債権債務記入帳・○総勘定元帳・○仕訳帳・✓入金伝票・✓出金伝票・✓振替伝票・○現金式簡易帳簿・○その他

(3)　その他

関与税理士	税務署処理欄	整理番号	関係部門連絡	A	B	C
（TEL　－　－　）		0				
		通信日付印の年月日		確認印		
		年　月　日				

まずはご相談を！

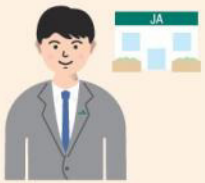

書類の整理や帳簿の作成など青色申告に関するご質問・ご相談は、お近くのJAまたは各税務署へお問い合わせ下さい。

青色申告を始めましょう！

青色申告に取り組むと…税制上のメリットがあります！
経営状況を客観的につかむことができ、資金調達・資金繰りにも有利です！

青色申告の主なメリット

① 青色申告特別控除

その年分の所得金額から、10万円が控除されます（簡易な方式）。なお、複式簿記により記帳し作成した貸借対照表を確定申告書に添付する場合（正規の簿記）には、65万円がその年分の所得金額から控除されます。

［青色申告の種類］

	所得金額の控除額	必要な書類・帳簿
正規の簿記（複式簿記）	65万円	仕訳帳、総勘定元帳、損益計算書、貸借対照表　など
簡易な方式	10万円	正規の簿記までは求めないが、白色申告にはない、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳を整備し、日々の取り引きを残高まで記帳

② 青色事業専従者給与

ご家族の方を雇用する場合、お支払した給料の額が必要経費として認められます。

※別途「青色事業専従者給与に関する届出書」を税務署に提出する必要があります。

③ 損失の繰越し

損失（赤字）の金額がある場合で、損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）が生じたときには、その損失額を翌年以後3年間にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除できます。

収入保険制度への加入

青色申告（正規の簿記・簡易な方式を問わず）を行うことにより平成30年秋から申請開始予定の「収入保険制度」への加入が可能となります。（詳しくは次ページ参照）

JAグループ